

受託業者を特定するための評価基準

別紙1

業務名 : まほろば健康パーク機能強化 アドバイザリー業務委託(まほろば健康パーク機能強化検討事業(都づくり))

●配置予定技術者(企業)の経験及び能力

評価項目	評価の着目点		技術点				
	判断基準		管理技術者	担当技術者(※2)	小計	合計	
配置予定技術者(企業)の経験及び能力※3	実績	業務執行技術力①	平成23年4月1日以降、本業務における公告日までに完了した同種業務又は類似業務の元請実績を次のとおり評価する。(※1) 同種業務: 都市公園のPFI法に基づくアドバイザリー業務(※4)(※5)(※6) 類似業務: PFI法に基づくアドバイザリー業務(※5)(※6) ①同種業務の実績が2件以上ある ②同種業務の実績が1件ある ③類似業務の実績がある ④上記①②③以外	①10 ②6 ③4 ④0	①6 ②4 ③2 ④0	16	28
		業務執行技術力②	平成23年4月1日以降、管理技術者及び担当技術者の本業務における公告日までに完了した以下の業務の元請実績を次のとおり評価する。(※1) 都市公園における民間活力導入可能性調査(※4)(※7) ①上記の実績が2件以上ある ②上記の実績が1件ある ③上記①②以外	①6 ②3 ③0	①2 ②1 ③0	8	
	情報収集力	平成23年4月1日以降、本業務における公告日までに完了した国又は地方公共団体発注の以下の業務の元請実績の有無について、次のとおり評価する。(※1) ①奈良県内における業務実績あり ②近畿圏内における業務実績あり ③上記①②以外		①4 ②2 ③0		4	

- ※1 発注機関が、国又は地方公共団体が発注した業務に限る。
- ※2 担当技術者を複数もつ場合の評価値は、各々の担当技術者の平均値により算出する。
- ※3 「配置予定技術者(企業)の経験及び能力」の状況等を明確に判断できる資料が添付されていない場合は、加点しない。
- ※4 「都市公園」とは、都市公園法第2条第1項に掲げる公園又は緑地のことをいう。
- ※5 「PFI法」とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく事業手法のことをいう。
- ※6 「アドバイザリー業務」とは、事業者選定における法務・財務・技術のアドバイスや支援を行いながら募集に必要な資料を作成し、事業者との契約まで支援する業務のことをいう。
- ※7 「可能性調査」とは、対象事業について民間活力導入手法の検討及びその妥当性の判断を行う業務を指す。

●業務の実施方針

評価項目	評価の着目点		技術点		
	判断基準		評価点	小計	合計
実施方針・実施フロー・工程表・その他	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	※※	4	18
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。		2	
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。		6	
	その他	業務内容に適した実施体制となっている場合に優位に評価する。		6	

●評価テーマ

評価項目	評価の着目点		技術点		
	判断基準		評価点	小計	合計
評価テーマに関する技術提案	評価テーマ1 「募集書類の作成」について	①「募集書類の作成」において、要求水準書を作成するうえでの着眼点及び手法について、具体的かつ的確に示されている場合に優位に評価する。	※※	16	32
		②「募集書類の作成」において、事業者を特定するための落札者決定基準を作成するうえでの着眼点及び手法について、具体的かつ的確に示されている場合に優位に評価する。		16	
	評価テーマ2 「事業者選定委員会の運営支援」について	①「事業者選定委員会の運営支援」において、事業者選定委員会の運営支援を行ううえでの着眼点及び手法について、具体的かつ的確に示されている場合に優位に評価する。		10	10
	評価テーマ3 「現SPCとの変更契約に係る支援」について	①「現SPCとの変更契約に係る支援」において、現SPCとの変更契約を行ううえでの着眼点及び手法について、具体的かつ的確に示されている場合に優位に評価する。		12	12

評価項目	評価の着目点		技術点		
	評価項目	評価基準	評価点	小計	合計
参考見積	業務コストの妥当性 業務量の目安として示した限度額を超えている場合、又は、見積項目が不足している場合は特定しない。			-	

合計					100
----	--	--	--	--	-----

※※の評価値は、審査員による5段階評価(100%・75%・50%・25%・0%)を行い、その平均点により算出する。
技術点は、小数第3位を切り捨てし小数第2位まで算出する。